



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.29-3 2017.3.5

平成29年分 確定申告 受付初日提出の御礼

所得税の確定申告について、昨年のうちから2月16日の「受付初日提出」を目標に取り組んできました。皆様にご協力いただき、誠にありがとうございました。来年の確定申告も引き続き、ご協力の程よろしくお願い致します。確定申告が必要な方は「給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方」となっております。該当する場合、確定申告が必要となりますので、再度ご確認をお願い致します。



確定申告が必要な方 お早めに

所得税の確定申告書の提出期限は3月15日(木)です。柳澤会計ではまだまだ確定申告を受付けております。無料相談を随時受付けておりますので、お早めにご相談ください。



所得税確定申告提出期限 3月15日(木)
無料相談受付窓口→TEL 0266-72-5060

2018年度 経営者初級講座のご案内

がんばる経営者のための「経営者初級講座」を開催いたします。誰も教えてくれない、いまさら聞けない、経営の基礎を学ぶセミナーと題しまして、創業予定の方、創業して間もない方、事業を承継する予定の方、現在、経営者としてご活躍されている方等どなたでもご参加いただける内容となっております。

- ・「決算書」の読み方がわからない。
- ・税金のことがよくわからない。
- ・なかなか利益がでない。
- ・会社を伸ばすには？

など、お悩みのある方、是非、ご参加ください。

※チラシを同封させていただきました。ご確認
よろしくお願い致します。



円満な相続・贈与のための財産承継

『結婚 20 年の感謝を形に』～贈与税の配偶者控除で贈与税なしで住宅を贈与～

結婚から 20 年を経過すると、配偶者から居住用不動産等を贈与された場合、その評価額から最高 2,000 万円を控除してもらえるという、税金面での粋な計らいがあります。

この制度を利用して配偶者へ  **感謝の気持ち**  を伝えてはいかがでしょうか？

1. 贈与税負担なしで居住用不動産等を贈与できる！

婚姻期間 20 年以上の夫婦の間で、居住用不動産や居住用不動産を取得するための金銭を贈与した場合には、贈与税の基礎控除 110 万円以上に最高 2,000 万円まで控除ができます。

これを「**贈与税の配偶者控除の特例**」といいます。

(1) 居住用不動産又はその取得資金が対象

婚姻期間 20 年以上というのは、実際の婚姻の届出をした日から 20 年以上、つまり戸籍上で満 20 年を経過した後でなければなりません。また、**配偶者から贈与を受ける財産は、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭でなければなりません。**

原則として、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに、贈与により取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き居住する見込みであることが必要です。贈与を受けた金銭で取得した国内の不動産の場合も同様のため、新たに建築請負契約をして住宅を建築して取得する場合にも、翌年 3 月 15 日までに居住できるよう、贈与を受ける必要があります。

(2) 同じ配偶者からは一生に 1 度に限られる

この特例は、**同じ配偶者からの贈与について一生に 1 度しか適用を受けることができません。**婚姻後 20 年経過時に 1 度贈与を受けた後、40 年経過時に、更に 20 年経過したからと 2 度目の適用を受けることはできません。

特例の適用を受けた後に、その配偶者と離婚又は死別した後、再婚し、その再婚相手との婚姻期間が 20 年経過した場合には、特例の適用を受けることができます。



2. 何を贈与するのが有利か？

(1) 居住用不動産がいいのか金銭がいいのか？

不動産を現物で贈与するのがいいのでしょうか、それとも金銭で贈与するのがいいのでしょうか？

既に購入した不動産に住んでいる場合は、建て替えや買い替えをする場合を除いて、その居住用不動産を現物で贈与するのが一般的です。平成 27 年から相続税の基礎控除額が下がって相続税がかかる方も増えており、相続税対策を考えても居住用不動産の方が有利と言えます。また、**建物は固定資産税評価額を相続税評価額とするとされており、固定資産税評価額は実際の取得価額の概ね 60%前後で評価されます。**例えば、金銭で 2,000 万円を贈与すると、その金額がそのまま評価額となりますが、取得価額 3,000 万円の居住用建物であれば、固定資産税評価額は、その 60%程度の 1,800 万円となるため居住用建物の方が有利になります。

(2) 建物がいいのか土地がいいのか？

それでは、建物を贈与するのがいいのでしょうか、土地を贈与するのがいいのでしょうか？

相続税がかかる方の場合には、将来価値が下がるものより、価値が上がるものを贈与した方が有利です。建物は経年劣化して評価額が減少していきます。土地は地価の動向に左右されるため、有利とも不利とも言いにくいのですが、地価の変動がないという仮定であれば、建物よりは有利と言えます。

(山崎泰史)

Q 会社経営する上で、経営計画は必要？

会社経営をする上で、経営計画は、必要です。これは、会社経営だけのことではなく、どんなことについても「目標設定」をして、その目標に向けてどのように進めて行くのか、「計画」を立てることが必要です。

1. 経営計画とは？

経営計画とは、企業がその将来に向かって、経営ビジョンや目標を達成するために必要な計画のことを広く指し、次の3種類があります。

- ・長期経営計画（6～10年）・・・長期的なビジョン。
- ・中期経営計画（2～5年）・・・「今、これからなにをすべきか」明確にする。
- ・短期経営計画（単年度計画）・・・中期経営計画実現のためのより具体的な計画。



2. 経営計画の必要性

平昌オリンピックで小平奈緒さんがスピードスケート500メートルで見事、金メダルを獲得しました。小平奈緒さんは、なぜ、金メダルに到達することができたのでしょうか？

様々な理由はあると思いますが、理由の一つに「オリンピックで金メダルを取りたい。」と思ったこと。また、そこに向けて自分が強くなるためにどうすれば良いか、考え、プランを立てて実行したことだと思います。

会社経営も同様で、①将来どうなりたいか・どうなっていたいかを明確にして、②どうすれば目標を達成できるかを計画することが重要かつ必要です。



Q 目標(経営計画)を実現するための方法は？

会社で立てた目標（経営計画）を実現するためには、①予実管理と②共有が必要です。

1. PDCAサイクルを回す！（予実管理）

よくあるのが、「計画を作ったことに満足してしまい、大事に金庫に計画書を保管して、数年後にそういえば何年前前に計画つくったなあ・・・」というケースです。この場合、恐らく計画は実現していないはず。計画を実現するには、**計画(Plan)を立て、実行(Do)して、検証(Check)して、改善(Action)を検討して、再度計画(Plan)を立てるという「PDCAサイクル」**をぐるぐると回して行く必要があります。絶えず「計画・実行・検証・改善」を繰り返すことで、軌道修正しながら目標に近づけていくことができます。

2. 目標の実現は、社長一人では実現は難しい。(共有)

目標（経営計画）を社長一人で実現するのは、非常に難しいのが現実です。また、社長以外の経営幹部がいる場合でもその幹部だけでも実現は困難です。目標（経営計画）の実現には、第一線で仕事をする従業員の手も不可欠です。

そのため、目標（経営計画）の実現のためには、

- ①全社員に共有して、
- ②全社一丸になって取り組むことが必要です。



(橋本健治)

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

■ 給与支給時の源泉徴収における配偶者の対応

平成30年分より「源泉控除対象配偶者」という区分が増えました。右表○の方が該当します。給与支給時の源泉徴収の控除の対象となります。

年末調整においては「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与支払者へ提出し、要件を満たす場合、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。

■ 源泉控除対象配偶者

		本人(夫)の年収	
		1,120万円以下	1,120万円超
配偶者(妻)の年収	103万円以下	○	—
	103万円超 150万円以下	○	—
	150万円超 201万6千円未満	—	—

※夫婦とも収入は給与のみを前提としています

右に添付したのが「給与所得者の配偶者控除等申告書」の書式です。平成30年分の年末調整において使用します。

本人及び配偶者の合計所得金額の見積額の欄が段階的に設置されています。

※平成29年分の年末調整では使用しないでください(平成30年分の年末調整において使用する様式です。)。平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名
 給与の支払者の法人番号 ①
 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所

② あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が125万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができます。
 ③ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額」の計算表をご利用ください。

あなたの家族の合計所得金額の見積額 円 特 定 900万円以下(A) 900万円超650万円以下(B) 650万円超1,000万円以下(C) 区分Ⅰ (支のへつを記載)

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2 円
 28万円以下かつ年齢70歳以上(昭和41.1.1以前生) ①
 28万円以下かつ年齢70歳未満 ②
 28万円超85万円以下 ③
 85万円超125万円以下 ④ 区分Ⅱ (支のひつを記載)

合計所得 あなたの 配偶者の 合計所得(1) 合計所得(2) 合計所得(1) 合計所得(2)

■ 年の途中で所得の見積額に異動があった場合

年の途中で配偶者が源泉控除対象配偶者に該当することとなった、あるいは該当しないこととなった場合、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与支払者へ提出します。提出があった日以後、扶養親族等の数を変更し源泉徴収を行います。

なお既に源泉徴収を行った月分の源泉徴収税額は遡及せず、年末調整により精算します。(北原隆幸)

職員コラム

佐久間 翔一

■ 新たな発見

2/9より開幕し2週間にわたって明るい話題を提供してくれた平昌五輪もあっという間に閉幕となりました。私も競技の結果を毎日楽しみに過ごしました。特に今回印象に残ったのはカーリングです。恥ずかしながら今まで「カーリング」という競技で知っていることといえば氷をブラシでこするという程度にしか認知していない競技でしたが、今回のオリンピックでは帰宅後にちょうどテレビでやっており何度か見ていると、戦略性もある奥深い競技だと感じました。



仕事が繁忙期ということもあり、ゆっくり観戦することも出来ずに帰宅後の短時間でダイジェストを確認することがほとんど・・・、スポーツ観戦の醍醐味はリアルタイムで結果をドキドキしながら観ることだと思いますので、次の東京五輪はぜひ現地で観戦をしたいと感じました。

■ 繁忙期を乗り切るには

繁忙期になると仕事に追われてモチベーションの維持が難しくなります。そこでモチベーションの維持のために、達成した後に『美味しいものを食べに行く』『旅行に行く』等のご褒美があるとモチベーションを高めることが出来るようです。具体的にご褒美を計画した時からモチベーションが高まり、それが達成されるまで2ヶ月程度は高いモチベーションを持続できるようです。意識的に頑張った後のご褒美を計画することで高いモチベーションのまま繁忙期の仕事に取り組めるかもしれません。